



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 9 日 (月曜日) 第 618 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○公金の徴収に関する事務の委託…………… (こども政策課) 1	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 1	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 1	

○道路の供用の開始 (2件) …………… (道路保全課) 2
○都市計画の変更 (2件) …………… (都市計画課) 2
公 告
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (団体指導検査課) 3
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 3
○入札公告 (2件) …………… 4

告 示

宮崎県告示第 341号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243条の2 第1項の規定により、公金の徴収に関する事務 (以下「公金事務」という。) を次のとおり委託した。

令和 7 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町一丁目6番地2 麹町一丁目ビル6階

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
保育士登録申請、保育士登録証書換え交付及び保育士登録証再交付に係る手数料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 342号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 7 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1437	林田 幸雄 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代5512	採取	幼苗の育成	林田 幸雄 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代5512

番地

宮崎県告示第 343号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市堀川町103番1から同市昭和町88番11地先まで	旧	20.0~ 43.3	170.2
				新	20.2~ 43.3	170.2

宮崎県告示第 344号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市三須町1241番1地先から同市同町1243番1地先まで	旧	15.2~ 33.6	20.6
				新	15.2~ 33.6	20.6

宮崎県告示第 345号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
429	県道	猪八重線	日南市北郷町郷之原字前田甲3120番1地先から同市同町郷之原字式反田甲3052番3地先まで	旧	4.0～20.4	838.0
				新	4.0～20.4	838.0

宮崎県告示第 346号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年6月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番130から同郡同村同大字同字1160番1まで	令和7年6月10日

宮崎県告示第 347号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年6月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
429	県道	猪八重線	日南市北郷町郷之原字前田甲3120番1地先から同市同町郷之原字式反田甲3052番3地先まで	令和7年6月9日

宮崎県告示第 348号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに日向市都市政策課、延岡市都市計画課及び門川町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
日向市竹島町の一部

宮崎県告示第 349号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに日向市都市政策課、延岡市都市計画課及び門川町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 臨港地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
日向市竹島町の一部

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
200 l 券 1 枚
- 2 用途
農業等

3 記号及び番号

H 3502131

4 有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

J Aみやざき 高崎SS

6 紛失年月日

令和7年4月15日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、
 銚肥酒谷土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	山口光彦	日南市大字楠原1948番地2
理事	田村通康	日南市大字吉野方1024番地5
理事	川口和也	日南市大字酒谷乙7671番地
理事	向高丈博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理事	高橋豊子	日南市大字酒谷乙 792番地 1
理事	中村勇	日南市大字吉野方9932番地2
理事	大塚達男	日南市大字酒谷乙2833番地
理事	川口秀明	日南市大字吉野方 108番地
理事	肥田木哲郎	日南市大字酒谷乙7352番地1
理事	青山岩夫	日南市大字酒谷乙4211番地1
理事	小川崇	日南市大字楠原1532番地1
監事	上村一郎	日南市大字吉野方 10833番地
監事	日高司	日南市大字益安3297番地
監事	中村武美	日南市大字酒谷乙7195番地2

(任期：令和11年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	肥田木哲郎	日南市大字酒谷乙7352番地1
理事	川口和也	日南市大字酒谷乙7351番地1

理事	青山岩夫	日南市大字酒谷乙4211番地1
理事	大塚達男	日南市大字酒谷乙2833番地
理事	山口光彦	日南市大字楠原1948番地2
理事	小川崇	日南市大字楠原1532番地1
理事	田村通康	日南市大字吉野方1024番地5
理事	中村勇	日南市大字吉野方9932番地2
理事	門川実	日南市大字酒谷乙 632番地
理事	向高丈博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理事	川口秀明	日南市大字吉野方 108番地
監事	中村武美	日南市大字酒谷乙7195番地2
監事	黒木英則	日南市大字酒谷乙5055番地
監事	藤川泰憲	日南市大字楠原 584番地
監事	上村一郎	日南市大字吉野方 10833番地
監事	日高司	日南市大字益安3297番地

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第3項の規定により、
 建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 処分をした年月日
令和7年5月30日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
(株) 菊水設備
宮崎県小林市野尻町紙屋 533-7
宮崎県知事許可(般-04) 第 12995号
- 処分を受けた者の代表者の氏名
菊池 美由紀
- 処分の内容
令和7年6月13日から令和8年6月12日までの1年間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。
(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
- 処分の原因となった事実
株式会社菊水設備の前代表取締役は、令和6年9月26日に贈賄

並びに詐欺の罪で起訴され、令和7年3月12日、宮崎地方裁判所において懲役2年（執行猶予4年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 業務名 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務
- (4) 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 納入期限 令和7年12月1日
- (6) 契約期間 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60月）
- (7) 納入場所 入札説明書による。
- (8) 入札方法 (1)の借入物品及び(3)の業務について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額及び運用管理支援に係る委託料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を合計した金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号及び第4号の規定による契約であり、県は、上記1の(6)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務について、必要な知識及び技術を有していると認められる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからカまでの資格要件を満たすことを証明する書類を下記アからウまでにより提出しなければならない。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7116

イ 提出期限 令和7年7月1日 午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 期間 令和7年6月9日から令和7年7月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 交付期間 令和7年6月9日から令和7年7月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会

入札説明会は、実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和7年7月1日午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 提出期限 令和7年7月9日 正午
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階 306号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和7年7月9日 午後3時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 賃借料、運用管理支援に係る委託料のそれぞれが予定価格以

内で、かつ、賃借料及び運用管理支援に係る委託料の合計について最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部市町村課行政担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and Quantity of the service required: Computer System for the basic residential registers, 1 set
 (2) Time limit for tender: 12:00.p.m. 9 July 2025
 (3) Contact point for the notice: General Affairs Department, Municipal Affairs Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 JAPAN. TEL: 0985-26-7116

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 X線マイクロアナライザの賃貸借及び保守
 (2) 借入物品及び数量 X線マイクロアナライザ 一式
 (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
 (4) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
 (5) 納入場所 宮崎県警察本部
 (6) 要求所属 宮崎県警察本部刑事部科学捜査研究所
 宮崎市旭一丁目8番28号
 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
 (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。

のとする。

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者であること。
 (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者であっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
 (6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
 (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和7年7月28日(月)午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については令和7年8月18日(月)までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書(別記様式1)に必要な書類を添えて、令和7年8月26日(火)午後5時までに下記12の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

- 4(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次に

より参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市
橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間
令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 7 月 28 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 6 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
 - (2) 期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 8 月 28 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 7 月 28 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。
※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。
 - (3) 仕様、入札に関する質疑受付期限及び回答予定日
令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時までに入札質問書を持参のほか、送付又は電子メール（アドレス：mpha0201@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。電話による質問は認めない。送付及び電子メールにより提出する場合は、提出する前に必ず電話で送付又は電子メールで入札質問書を提出する旨連絡すること。送付又は電子メールで入札質問書を提出する場合は、令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時必着とする。
上記入札質問書に対する回答は令和 7 年 7 月 28 日（月）までに実施する。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
 - (2) 期限 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 2 時 30 分（送付にあっては、下記 13 の場所に令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 5 時必着とする。）
 - (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
 - (2) 日時 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 2 時 30 分
- 10 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 13 契約に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of X-ray Microanalyzer, 1 sets
 - (2) Time limit for tender: 2:30 p.m. 28 August, 2025 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 27 August, 2025)
 - (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110